

確認

	✓
--	---

(0802)

玉掛け技能講習、併合講習、床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習の受講にあたり「クレーン等の運転のための合図」の免除を受けようとする場合、以下の合図免除申請書により6ヶ月以上当該業務に従事していることを証明してください。

合図免除申請書

技能講習の合図免除申請については、クレーン特別教育等の資格取得後、6ヶ月以上当該業務に従事していることの**実務経験証明書**（本書）が必要です。

この枠内に、修了証のコピーを貼付け、以下に署名捺印のうえ申込書とあわせて提出してください。

特別教育等の資格証のコピーを貼付けてください。

※特別教育修了者で〈合図〉免除申請をする場合に合図免除申請書にご記入ください。

上記、講習申込み者の「特別教育修了証」（写し）は、原本に相違ないことを証明します。

講習申込み者は当事業所でクレーン等の運転の業務に6ヶ月以上従事したことを証明します。

実務経験証明日：令和 年 月 日

所 在 地

会 社 名

事業者氏名

印

〈力学〉・〈合図〉・〈原動機 及び 電気〉の科目免除申請をする場合

当該資格証（運転士免許証、技能講習修了証等）の写しのみ添付のこと

《事務局処理欄》

免 除 科 目 一 覧 (技能講習のみ)		・ 免除申請された科目に応じて講習会費の一部を免除します。 ・ 講習名と所有資格を確認して、免除科目を選択してください。
玉掛け技能講習		免 除 科 目
1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 4.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 5. (旧) クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ 平成18年3月以前に取得した者 6.揚貨装置運転士免許取得者		〈 力学・合図 〉 ・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 ・クレーン等の運転のための合図
特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)		〈 合図 〉 ・クレーン等の運転のための合図
併合講習 (玉掛け技能講習とクレーン運転業務特別教育)		免 除 科 目
玉掛け技能講習に準ずる		〈 力学・合図 〉
玉掛け技能講習に準ずる		〈 合図 〉
床上操作式クレーン運転技能講習		免 除 科 目
1.玉掛け技能講習修了者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5. (旧) デリック運転士免許取得者 ※ 平成18年3月以前に取得した者		〈 力学・合図 〉 ・床上操作式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・床上操作式クレーンの運転のための合図
特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン・デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)		〈 合図 〉 ・床上操作式クレーンの運転のための合図
小型移動式クレーン運転技能講習		免 除 科 目
1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 3.玉掛け技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5. (旧) クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ ※ 平成18年3月以前に取得した者		〈 力学・合図 〉 ・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のための合図
1.建設機械施工技術検定1級合格者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法もしくは、基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種もしくは第6種の種類に合格した者 2.車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者		〈 原動機及び電気 〉 ・小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識
特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)		〈 合図 〉 ・小型移動式クレーンの運転のための合図
高所作業車運転技能講習		免 除 科 目
12H コース	1.移動式クレーン運転士免許取得者 2.小型移動式クレーン運転技能講習修了者	・原動機に関する知識 ・運転に必要な一般的事項に関する知識
14H コース	1.建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者 2.道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者 3.フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者	・原動機に関する知識